

埋葬の手続

(2)

元にまで落ちていく後藤色

八賤種大和の赤青びた姫廣△
△ある少女のはほえゑ△
荒涼たる水底の奇岩に船板を
置めむ作業をしているひとりの
漁夫がいる。私は漁夫が
どの原因のサンベージだから來
たか知らない。潜水夫の腰痛な
動作は私の記憶に残るし現れる
へいつか、どこでアレ思って
しに光る日は私の父かと思
過去からの母復かと思う。潜水
夫との関係を確かめるために私
はある因面をかいてみる。私が
潜水夫を樹すか、あるいはその
逆であるかはただあなたの大夢

に致命傷を負はして死んでしまった。この事件から、『星雲』の身振りは深刻な父式の振舞から成り立っている。言葉によって私を制御するな。身振りによくぞしか係わらないへへもある。

言語表現の思わず離室

村尾建吉

「貴殿の文章の才氣は、
お認めして生氣する。だがお前が
に屬きました。前おる貴殿の馬を
のりつけ「青銅の太陽」と追います
が、あなたの虚無派へ還河へ、
八音いた風景へはよくの好きな作
品です。

あなたがあるところで、「わたし
がいまこうして会社にのうのうと
勤めていることが松下さんたちの
競争を日に日に圧殺していく」
のような気がする。というふうな
ことを目張げてふともられたの
を想起しつつ、「駿発」に収録さ
れている作品へ重んだ諷刺評論を
読みました。

吉野作成して生氣する。だがお前が
に屬しました。前おる貴殿の馬を
のりつけ「青銅の太陽」と追います
が、あなたの虚無派へ還河へ、
八音いた風景へはよくの好きな作
品です。

あなたがあるところで、「わたし
がいまこうして会社にのうのうと
勤めていることが松下さんたちの
競争を日に日に圧殺していく」
のような気がする。というふうな
ことを目張げてふともられたの
を想起しつつ、「駿発」に収録さ
れている作品へ重んだ諷刺評論を
読みました。

みにこみ拾遺

早良さん、あなたはこの前の文
章を書くことによっても自分で確
をつきかけていませんか。この表
現はあなたにとっても、ぼくたち
にとっては空々しい表現であるに
ちがいはない。そして「魂の歌を歌
く魔術的な舞はつには必要とされ
おり」という魔術を发动態にする
ことによって、あなたは巫魔王体
を極致させようとしている。また、☆
あなたを含めてぼくたちが「深淵
な魔」を「うねに必要と」してい
るからといって、その魂に醉し、☆
「魔羅を感じ」るほど口の「魂
を歎く」とは鬱えられる類の
人間でないこともたしかだ。たと
え、その場、その場で魂を歌いら
れることがあつても、僻遠の地中
などに、その悲壯な精に復讐され
ることはまちがいしないだから。
ぼくたちは魔術家であることによ
☆「反碧雨文化」14 東京都新宿
区諏訪町一一一武渕方・永井真
三郎

☆「ノッポとチビ」34 京都市中
京区御器所町相應上ル双林アラン
ト 大野賢

☆「あひもせす」2 京都市伏見区
西園寺大龜谷東寺町九二 森川
慶一

☆「グラフィケーション」10 東
京都府京都市左京区吉田 富士山
村修

☆「飛翔」(角刊号) 神戸市東
灘区住吉寺原山 神戸大学住吉
宮内 神大斗争被告聞会議

☆「あんかるわ」(深夜版) 1
若狭市弥生町字豊和一九一三
誠義鴻

か、あるいは自己を費外する限りの、たゞ西に身を任せねばならぬか。いずれにしろ本質的な苦痛をなめさせられることなしにはやつていけないが、「工場」に足をすべら

今寺は付録として、経下氏に対する「別分理由書」および、それについてふれた松下氏のどうが付きます。

☆「夙夜雨文化」14 京京都新宿
区御訪町一一二 清流方 永井邦
三郎

☆「ノッポとチビ」36 京都市中
京区御所山御池上ル双林アブサン
大野薫

☆「ふひもせす」2 京都市伏見
区深草大蛇谷東寺町九二 森川
慶一

☆「グラフ・ケーション」10 東
京都港區守坂三一三一五 富士
ゼロ・タス (株)

☆「五月三日の会消息」3 京都
市左京区吉田 京都市内 野
村松

☆「飛翔」(角刊号) 神戸市東
灘区住吉赤坂山 神戸大学住吉
寮内 神大斗争報告会議

☆「あんかるわ」(深音版) 1
熊本市佐伯町字豊和一九一三
高橋鶴

Meta

処分説明書は、私に到達しうる文章表現としての最低限の生命力すら失っている。というのは、この文書は評議会が私のく諷諭方に敗北したことの宣言ないし自己詮印として、死体のように投げ出されたのであるから。

私たちの斗争過程の一瞬一瞬は、名付けがたいほどの深さと張りをもつて私たちの敵対者の真の姿を明らかにしてきたけれども、ここで、あらためて7.31の審査説明書と10.16の処分説明書のスキマから、私たちが引きずり出し、共有すべき問題点をいくつか記しておこう。

- ◎ 二つの文書の関連は全く述べられていないし、述べることが不可能にされている。審査説明書のままの表現で処分説明書を作成しなかつた評議会は必ず、かき変えたこと。しかも、このようにブザマにかき変えたことによって復讐されるだろう。
- ◎ 8.21、8.31以降、10.16まで、評議会がひたすら死の沈黙を続けた意味対象化していく必要がある。この沈黙の實は、大学斗争を圧抑してきた沈黙の實を指約したものであり、またこれを逆にたどりつつ私たちのまえに出現する表現をかいざみることもできる。
- ◎ 審査説明書は、三つの構成をまがりなりにも持っていたけれども、処分説明書はそれすら、ローラーで押しつぶしたように平板化され、評議会がヨ次の事実性論の前に、いかにあわてふたんいたかを示している。その結果がいわばヨ次の事実性への後退となつている。
- ◎ 処分説明書は、文体、語法が極度化しており、起訴状の調子に接近し、ある意味ではそれをこえるほどである。これは権力者たちの無意識的な重層性と世界史性を暗示しているように思われる。
- ◎ 審査説明書に対する第一次の事実調査が、私や参考人の陳述をへたのちにも放置されたものが多く、むしろ増大している。いうまでもなくこれは陳述の議論を与えて、参考意見をきくという評議会の方針が、たんなるアリバイ作りに他ならないことからもきている。

その他、さまざまの方向からの批判が可能であるけれどもそれは処分説明書を自らにあてられた文書であると考える全てのく私くによつて展開されるべき作業であり、この作業は、このような文書を成立させている現実の根柢そのものを粉砕していく斗争と同時におこなわなければならない。

1970.10.16

松 下 具

処 分 説 明 書

(教示)この処分についての不服申立ては、國家公務員法第90条および人事院規則13-1の規定により、この説明書を受領した日の翌日から起算して60日以内に入院院に對して、することができます。ただし、この期間内であつても処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した後は、することができません。

1. 処分者

官 総 沖戸大學生事務取扱

氏名 内田義忠

2. 被処分者

所属課 沖戸大學生事務取扱

氏名 (ふりがな) 内田義忠

職下井

等級および号牌 教育級(-) 3等級5号牌

3. 処分の内容

処分命令日 昭和45年10月16日 処分効力発生日 昭和45年10月16日 処分説明書交付日 昭和45年10月16日

根拠法令 國家公務員法第92条 処分の種類か16種底 第1号、第2号および第3号 免職

刑事裁判との關係 国家公務員法第85条による承認の日 昭和45年5月23日

処分の理由 上記の者(以下「同人」といふ)は、次のよろ行方をした。

- (1) 同人は、「旧大学秩序の維持に役立つ一切の方法(投票、しけん等)を放棄する」と宣言して、昭和43年夏場2課程(夜間課程)一般教育課程後期の司人担当教員選抜の成績表を提出せず、同處第一般教育課程(夜間課程)級の専門担当教員科目の期末試験の実施を拒否した。また、同人は、昭和44年2月1日から調査合したさい、同人はこれらの命令に従わず、両日にわたつて教養部室内に滞留し

れた昭和44年度一般教育課程前期の同人担当の授業を拒否し、教養部長事務取扱の報告にもかかわらず、同期の授業を行なわなかつた。

[2] 昭和44年12月8日付公文書をもつて教養部長事務取扱より同人に対し昭和43年度一般教育課程後期の同人担当の授業科目の成績表提出および昭和44年度一般教育課程後期の授業担当を要求し、授業放棄が給与法による給与減額の対象となることを通告したに對して、同人は、昭和43年度一般教育課程後期授業科目についてレポート提出する意を表明し、また、昭和44年度一般教育課程後期授業科目の成績判定については、試験結果への同人の授業の組入れを申し出たが、同人は、その後、次のような行為をした。

すなわち、昭和43年度一般教育課程後期授業科目の成績判定については、試験結果そのものに対する批判と併して、受講者243名全員に0点をつけた。また、昭和44年度一般教育課程後期の授業については、同人の授業放棄に対する給与減額指揮が指図されるまで休講を続けると宣言して漏洩せず、教養部長事務取扱より警告および休講不承認の通告にもかかわらず、同期の授業を行なわなかつた。

そのため、教養部教後会は同人担当授業の受講生を他の教員の授業に振りわけ安置せしむることを余儀なくされた。

(3) 同人は、昭和44年2月5日以来、教養部教後会を欠席し、同年10月1日付公文書をもつて教養部長事務取扱より出席を勧告された後も、翌45年4月15日までの間に開催された教養部教後会に、同年1月14日を除き、出席しなかつた。

(4) 同人は、昭和44年度本学入学試験第1日目の同年3月3日㈫、第1試験場(神戸市立病院工業高等學校)において本学教員に対して入学試験事務の拒否を煽動する裏面のはり紙をなし、学長事務取扱の要請を受けた教養部長事務取扱よりの説得にもかかわらず、同人はそのはり紙を拒否しなかつた。入学試験第2日目の翌4月16日第8試験場(兵庫県立神戸高等學校)付近において配付された上記はり紙と同の同人名のビラも、同人が作成したものであつた。

[5] 本学評議会の前に並びて、学長事務取扱が、本学各学舎の不法占拠状態を解除するため、昭和44年8月7日および翌8日既にわたり、本学各学舎等の不法占拠者に對して退去命令を出し、大学当局の許可なき者の各学舎構内への立入禁止を命じたさい、同人はこれらの命令に従わず、両日にわたつて教養部室内に滞留し

て過去しなかつた。

- (6) 同人は、昭和44年8月8日に不法占拠状態が解除された教養部学舎のB1109教室を、同年9月1日より、一部の学生とともに占拠して無断使用し、再びの教養部長等の抗議よりの引渡しの使用停止・引け渡しの通告をも無視して、翌45年2月28日に至るまで不法占拠を継続した。その結果、正規授業のための同教室の使用が妨げられた。
- (7) 同人は、昭和44年秋一級教育認定実験開始前1日目の昭和44年9月1日に、一部の学生とともに小林正光教授の代考の授業が行なわれるB109教室に入りこみ、同教授の教壇を占拠し、小林教授の抗議や教養部長等の抗議等による退去説得にも応ぜず、一たん室外に連れられた後、再び教壇内に立入つて教壇の占拠を続け、小林教授の授業実験を中止するやむなきに至らしめた。
- (8) 同人は、昭和44年9月24日に、一部の学生とともに、教養部学舎B401教室の入口付近に坐りこみ、同教授において行なわれる墨田辰人監督を担当主任とする生物学実験の授業を中止するやむなきに至らしめた。
- (9) 同人は、昭和44年10月8日および9日に、一部の学生とともに、教養部学舎の正門およびB棟入口に机、椅子等を持出して、バリケードを築いて同学舎の一部を封鎖し、10月9日の教養部の授業の多くを中止するやむなきに至らしめた。
- (10) 同人は、昭和43年度第一級教育認定実験開始前1日目の昭和44年11月8日に、一部の学生とともに、吉村 敏助教授担当の英語の実験場(教養部学舎B1109教室)へ試験開始前に侵入してこれを占拠し、試験の実験を中止するやむなきに至らしめた。また、同日、同人は、一部の学生による証書のために退廻していた花野日博准教授担当の英語の試験場(教養部学舎B401教室)に立入り、受験生の前で受験証書をしそうする文書を覗きした。
- (11) 同人は、昭和44年12月3日に、同人の処分を審議する教養部の公開を要求して、一部の学生とともに会場中の教養部教員会の会場に入りこみ、同教員会を中止するやむなきに至らしめた。また、昭和45年4月8日にも、同人は、一部の学生とともに、教養部教員会開催予定期間の約1時間前から会場への公開に

坐りこんで教員会開催を阻撋ならしめ、教養部長事務取扱の過去命令にも応じなかつた。

(12) 同人は、昭和44年8月8日の本学学舎の学生等による不法占拠状態解除後、しばしば、教養部学舎内窓下の壁面等にマジック・インクで落書きをしたが、同年11月8日に教養部学舎B1109教室を占拠したさいには、同教室内の壁面にマジック・インクで落書きをし、また、同年12月下旬から翌45年1月上旬にかけては、教養部学舎の多数の教壇の黒板の全面に白ペイントで落書きを大肆し、授業に支障を与えた。同年3月に教養部当局により汚損箇所が修復された後も、同人は落書きを止めなかつた。

上記のごとく、同人は、本学教員部教員としての重要な職務を放棄し、本学および本学教員部の皆様機関の決定ないし執行機関の命令に違背し、本学教員部の教育機関としての機能の運行を妨げ、固有財産を損耗した。これらの行為は、國家公務員法第98条第1項および第101条第1項の規定に違反するものである。よって、國家公務員法第82条第1項、第2項および第3項の規定により、同人を懲戒処分として免職する。